

9月定例会 委員会の審査報告

9月定例会中の総務常任委員会、市民環境常任委員会、建設水道常任委員会、文教福祉常任委員会が審査した内容について、その一部をお知らせします。

市民環境 集団茶園整備事業の取り組み経過を報告 ＜茶の生産拠点の整備計画の休止を決定＞

【審査項目】
●報告 宇治市集団茶園整備事業について
市から次のとおり説明が行われた。
本事業は、茶業の振興を図ることを目的とし、平成16年10月に集団茶園実施計画が策定された。市では、実施計画に基づき「茶の生産拠点の整備」と「観光交流拠点の整備」に分けて取り組んできた。

一方の「観光交流拠点の整備」については、茶業と観光の相乗効果を高めることを目指して、情報発信、体験交流、休憩サービスの機能を分散する方向で見直すこととした。



▲茶畑

「茶の生産拠点の整備」については、「宇治茶」が「京都府、奈良県、滋賀県、三重県の4府県産」と商標登録されたこと、ペットボトル茶の消費増大に伴い、抹茶原料である碾茶が中心の宇治茶の先行き不安が生じたこと等により、実施主体となる農業生産法人の設立が困難になり、整備計画を休止することとなった。

建設水道 井川の改修と遊田橋の改築 ＜流量、道路幅、橋幅員を大幅増＞

【審査項目】
●議案第73号 遊田橋改築工事委託に関する覚書を締結するについて
市から次のとおり説明が行われた。
この議案は、一級河川井川の改修工事実施にあたり、府道八幡宇治線と市道遊田線が交差する箇所にある遊田橋の拡幅及び改良が必要となり、府道及び河川管理者の府と市道管理者の市が、各々費用負担し、府で一体的に施行していくために市が府と工事委託に関する覚書を締結するためのものである。市の負担は4億738万9千円、府の負担は2億7130万9千円である。改修断面の流量、付近道路幅員、橋幅員とも大幅に増える予定である。



▲遊田橋周辺

これに対し委員から、橋の構造、用地買収費、市内業者の参入の可能性、覚書の締結時期、現橋の撤去時期、歩道整備の見直し、南側市道69号線の拡幅、越流堰の位置・高さ・幅、道路面はどの程度上がるのか、府と市との費用負担割合、市の負担割合が多くても府が施工主体なのか、水害対策になるのか、降雨量3年・10年確率への対応、効果等について質疑が行われた。

その後、採決が行われ、全会一致で可決すべきものと決した。

【審査項目】
●議案第73号 遊田橋改築工事委託に関する覚書を締結するについて
市から次のとおり説明が行われた。
この議案は、一級河川井川の改修工事実施にあたり、府道八幡宇治線と市道遊田線が交差する箇所にある遊田橋の拡幅及び改良が必要となり、府道及び河川管理者の府と市道管理者の市が、各々費用負担し、府で一体的に施行していくために市が府と工事委託に関する覚書を締結するためのものである。市の負担は4億738万9千円、府の負担は2億7130万9千円である。改修断面の流量、付近道路幅員、橋幅員とも大幅に増える予定である。

この議案は、一級河川井川の改修工事実施にあたり、府道八幡宇治線と市道遊田線が交差する箇所にある遊田橋の拡幅及び改良が必要となり、府道及び河川管理者の府と市道管理者の市が、各々費用負担し、府で一体的に施行していくために市が府と工事委託に関する覚書を締結するためのものである。市の負担は4億738万9千円、府の負担は2億7130万9千円である。改修断面の流量、付近道路幅員、橋幅員とも大幅に増える予定である。

【審査項目】
●議案第73号 遊田橋改築工事委託に関する覚書を締結するについて
市から次のとおり説明が行われた。
この議案は、一級河川井川の改修工事実施にあたり、府道八幡宇治線と市道遊田線が交差する箇所にある遊田橋の拡幅及び改良が必要となり、府道及び河川管理者の府と市道管理者の市が、各々費用負担し、府で一体的に施行していくために市が府と工事委託に関する覚書を締結するためのものである。市の負担は4億738万9千円、府の負担は2億7130万9千円である。改修断面の流量、付近道路幅員、橋幅員とも大幅に増える予定である。



▲遊田橋周辺

総務 無線広域化・共同化等整備基本計画を策定 ＜共同化整備を行い、平成27年度末までに完了＞

【審査項目】
●報告 消防救急無線の広域化・共同化整備基本計画の策定について
市から次のとおり説明が行われた。
本年6月に消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画が策定された。検討委員会では、推進計画が策定される予定である。検討にあたり、消防救急無線のデジタル化の必要性として、消防行政側からは個人情報保護の秘匿性の確保等を、電波行政側からは周波数等の電波有効活用が推進されている。府内消防本部が使用する周波数を持つことで、他市の消防隊と同じ周波数で交信でき、府内全域の無線接続が1ブロックで包括できる。共同化は、府内を3つのグループに分けて整備を行い、平成27年度末までに完了する。



整備費用は約53億円、整備費用負担は、単独整備費を元に案分することが妥当である。これに対し委員から、メリット、具体的な費用、秘匿性については役に立つのか、画像の搬送の実用性、デメリットの方が心配、急がず検討、ランニングコスト、弱点击服の策、司令室の耐用年数、広域化には限界がある、市民の安全を最優先にすること等の質疑が行われた。

文教福祉 笠取小学校特認入学希望者の募集 ＜12月7日の公開抽選により入学者を決定＞

【審査項目】
●報告 平成20年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について
市から次のとおり説明が行われた。
平成20年度宇治市立笠取小学校特認入学希望者の募集について、募集期間は10月23日から一ヶ月間。募集人数は一名。決定方法は通学区域外就学許可願いを学校に提出した後、校長の面接、12月7日の公開抽選により入学者を決定。今後の予定として、募集期間の初日に学校見学会を開催。市政だよりに掲載記事の掲載、市内の幼稚園・保育所にパンフレットを配布し啓発していく。



このに対し委員から、笠取小学校の定数24名いっぱいまで募集しない理由、笠取小学校のあり方、笠取小学校入学後の育友会活動や地域の活動に対する理解と協力要請の説明、保護者の願いをより多くかなえられる工夫、特認校の問題と今後の存続、全員参加型の育友会活動、育友会活動の望ましい姿、平成19年度の面接受験者数と入学者数の状況、兄弟姉妹の優先入学、特認制度の趣旨、教育委員会がつくるパンフレットの記載内容等の質疑が行われた。

議会を傍聴しませんか

- 傍聴にお越しください
1. 本会議の傍聴について
 - 傍聴の手続き
 - ① 本会議場の傍聴席は議会棟4階にあります。
 - ② 議会棟4階の傍聴受付で、住所、氏名、年齢を傍聴人受付簿に記入し、受付箱に投函してください。
 - ③ 先着順でご入場ください。
 - 傍聴席定員 65席
 - 車いす 5台
 2. 委員会の傍聴について
 - 傍聴の手続き
 - ① 委員会室の傍聴席は議会棟3階にあります。
 - ② 議会棟2階の議会事務局で、所定の傍聴申込書に、住所、氏名、傍聴を希望する案件名を記入してお申し込みください。
 - ③ 開会予定時刻の30分前までに、超える場合は抽選、超えない場合は先着順に入場できます。
 - ④ 申込者に対して、「傍聴許可書」をお渡しします。
 - 傍聴席定員
 - ① 第1・2委員会室 10席
 - ② 第3委員会室 20席
 3. 傍聴に際しての注意事項
 - 議会の秩序をみだし、会議を妨害した場合は、退場していただくこととなりますのでご注意ください。(宇治市議会議場規則第6条、第7条)

虚礼廃止

政治家の寄付は罰則をもって禁止されています。有権者が勧誘・要求することも禁止されています。また、選挙区内で、年賀状などの時候の挨拶状(答礼のための自筆を除く)を出すことも禁止されています。

宇治市議会では、寄付行為の禁止と虚礼廃止(年賀状の自粛)の励行について申し合わせを行っています。

市民・各団体の皆様には、ご理解をお願いします。

平成19年7月	26日	議会運営委員会
8月	1日	議会運営委員会
2日	本会議(臨時会)	
9月	2日	本会議
11日	議会運営委員会	
14日	議会運営委員会	
18日	本会議(招集・提案説明等)	
20日	各派幹事会	
20日	議会運営委員会	
20日	本会議(議案審議・委員会付託等)	
25日	全員協議会	
25日	委員長会議	
26日	総務常任委員会	
26日	本会議(一般質問)	
27日	本会議(一般質問)	
28日	本会議(一般質問・議案審議)	
10月	議会運営委員会	
各派幹事会		
1日	総務常任委員会	
2日	文教福祉常任委員会	
3日	市民環境常任委員会	
4日	建設水道常任委員会	
9日	議会運営委員会	
10日	本会議(議案審議等)	
10日	決算特別委員会	
11月	議会だより編集委員会	
11月	各派幹事会	
1日	議会だより編集委員会	
9日	議会だより編集委員会	

議会

日誌